条において同じ。）に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条の二までの規定にかかわらず、第二条から第八条の二までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一	輸入原料炭	トン	二十八・七	○・○二四六	
二	コークス用原料炭	トン	二十八・九	○・○二四五	
三	吹込用原料炭	トン	二十八・三	○・○二五一	
四	輸入一般炭	トン	二十六・一	○・○二四三	
五	国産一般炭	トン	二十四・二	○・○二四二	
六	輸入無煙炭	トン	二十七・八	○・○二五九	
七	石炭コークス	トン	二十九・〇	○・○二九九	
八	石油コークス又はＦＣＣコーク（流動接触分解で使用された触媒に析出する炭素）	トン	三十四・一	○・○二四五	
九	コールタール	トン	三十七・三	○・○二〇九	
一〇	石油アスファルト	トン	四十・〇	○・○二〇四	
一一	コンデンセート（ＮＧＬ）	キロリットル	三十四・八	○・○一八三	
一二	原油（コンデンセート（ＮＧＬ）を除く。）	キロリットル	三十八・三	○・○一九〇	
一三	揮発油	キロリットル	三十三・四	○・○一八七	
一四	ナフサ	キロリットル	三十三・三	○・○一八六	
一五	ジェット燃料油	キロリットル	三十六・三	○・○一八六	
一六	灯油	キロリットル	三十六・五	○・○一八七	
一七	軽油	キロリットル	三十八・〇	○・○一八八	
一八	Ａ重油	キロリットル	三十八・九	○・○一九三	
一九	Ｂ・Ｃ重油	キロリットル	四十一・八	○・○二〇二	
二〇	潤滑油	キロリットル	四十・二	○・○一九九	
二一	液化石油ガス（ＬＰＧ）	トン	五十・一	○・○一六三	
二二	石油系炭化水素ガス	温度が二十五度で圧力が一バールの状態（以下「標準環境状態」という。）に換算した千立方メートル	四十六・一	○・○一四四	
二三	液化天然ガス（ＬＮＧ）	トン	五十四・七	○・○一三九	
二四	天然ガス（液化天然ガス（ＬＮＧ）を除く。）	標準環境状態に換算した千立方メートル	三十八・四	○・○一三九	
二五	コークス炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	十八・四	○・○一〇九	
二六	高炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	三・二三	○・○二六四	
二七	発電用高炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	三・四五	○・○二六四	
二八	転炉ガス	標準環境状態に換算した千立方メートル	七・五三	○・○四二〇	
二九	ＲＤＦ	トン	十八・〇	○・○一六二	
三〇	ＲＰＦ	トン	二十六・九	○・○一六六	
三一	廃タイヤ	トン	三十三・二	○・○一三五	
三二	廃プラスチック類（一般廃棄物であるものに限る。）	トン	二十九・三	○・○二五七	
三三	廃プラスチック類（産業廃棄物であるものに限る。）	トン	二十九・三	○・○二三九	
三四	廃油（動物性のもの及び動物性のものを除く。以下この項において同じ。）又は廃油から製造された燃料炭化水素油	キロリットル	四十・二	○・○一七九	
三五	廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	キロリットル	三十八・〇	○・○一八八	

備考　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第百七条第一項（同法第百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百十五条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十五条第一項の規定による報告において燃料の使用量の発熱量への換算に用いられた当該燃料の単位当たり発熱量でこの表の第四欄に掲げる係数に相当するものは、同欄に掲げる係数とみなす。